

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886

189

九三

総理大臣打合
資料
(指示三三三三)

一 沖繩返還に関し、わが方は、(一)一九七二年中の返還、(二)返還後の沖繩には安保条約及び関連諸取決めをそのまま適用する。(三)核兵器撤去、(四)三点を基本として今秋日米間の了解に達することとし、これを総理、大統領共同声明でまとめるとの方針の下に米側との話し合いを進めてきたところ、米側は、原則的にはこの方針を受け立っているが、なお以下の諸点につき、日本を含む極東の平和と安全のための抑止力維持という観点より、その立場を留保している。

秘	無期限
極	の内の 部号 2号

二 主たる問題点

(一) 戦闘作戦行動のための基地使用

(1) 米側は、韓国及び台湾に対する防衛義務遂行に支障があることはなからぬとの態度を堅持し、特に台湾についても、米華条約上の義務遂行については、朝鮮半島の場合と同列に考える要ありとしている。

(2) この点に関し、わが方は、事前協議の建前上、いかなる事案の場合といえども承諾の予約をなしえざることには承知しつつも、緊急事態における出撃等についての保証を強く求めている。

(3) ヴ、エトナム

米側は、返還の時期にヴ、エトナム戦争がなお終そくしていない場合には、返還を延滞すか、あるいは日本側が返還後

も米軍の沖縄からの戦闘作戦行動を認めるか、いずれかによらば
総理と大統領の間の了解は、ソ、エトナム戦争遂行に影響せず
といふことを公に説明し、それが絶対に必要であるとしてい
る。

同核

米側は、極東の平和と安全維持のためには、沖縄における核
抑止力が必要であるといふ立場を変えていない。

共同声明の骨子案は別紙のとおりであるが、特に以上の三点に
ついては、さらに実質的に語を詰める上、これを適当な表現で
盛り込むこととし、共同声明自体に包含せしめえずと認められる
点ありとせば、別途その処置を考へる必要あり、その場合も非公
表文書は極力避けることとする。

総理、大統領共同声明骨子（案） 昭和四四、九、三

一 国際情勢、特に極東情勢

- (1) アジアの平和と繁栄のための日米両国の貢献
- (2) 米軍の存在の意義、米国のアジア政策の基本的考え方
- (3) 朝鮮半島、台湾、ソ、エトナム
- (4) 朝鮮半島の緊張継続と日本の安全
- (5) 中興の協同的姿勢に対する期待、米国の台湾援助義務
- (6) ソ、エトナム和平に対する米国の努力と実現への希望表明

二 安保堅持

- (1) 安保条約の評価、堅持の方針
- (2) 条約運営上の緊密なる接触維持

秘 限
無 期
内 部 号
又 号

九三
必死に死な
海神
(程子ニ
あつか)

四 沖縄返還

- (1) 返還にわたる基本的認識の一致、沖縄の軍事的役割りの評価
- (2) 日本を含む極東の安全を損うことなき具体的取決め作成
- (3) 一九七二年に返還が実現するより取決めにわたる協議促進
- (4) 局地防衛を徐々に引受ける。
- (5) 安全保障上必要な施設区域存続
- (6) 返還後の沖縄には安保条約及び関連取決めを変更なしに適用する。このよりの返還は、日本を含む極東諸国防衛のための米国の義務遂行を両立する。
- (7) 核にわたる日本国民の特殊な感情と日本政府の政策、これに對する米国の見解

- (1) 返還に伴う財政問題の扱い
- (2) 返還実現に至るまでの措置
- (3) 東南アジアに對する経済協力
- (4) 日米間の経済問題